

令和4年2月4日  
東北厚生局

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止等について

柔道整復師の施術に係る療養費について監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが認められたため、当該不正な請求を行っていた柔道整復師について、下記の取扱いとすることに決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象となる柔道整復師

施術管理者 斎藤 祐貴（サイトウ ユウキ）（33歳）  
施術所名 八戸ラポール整骨院  
開設者 斎藤 祐貴（サイトウ ユウキ）

（注）上記の施術所は、平成30年8月1日に所在地を青森県八戸市日計4-8-47から青森県八戸市売市3-15-8に移転し改めて開設しており、移転前の施術所は受領委任の取扱いを辞退している。

#### 2 決定内容

令和4年2月4日から柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止することとする。

なお、移転前の施術所については、既に受領委任の取扱いを辞退しているため、受領委任の取扱中止相当とする。

（当該柔道整復師は、以後5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 決定の根拠

柔道整復師の施術に係る療養費について

（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知 最終  
改正：令和3年3月24日付け保発0324第1号厚生労働省保険局長通知）

#### 4 決定に至った経緯

（1）令和2年12月25日、青森県警察（以下「県警」という。）から東北厚生局青森事務所（以下「青森事務所」という。）に対し、同月24日、斎藤祐貴柔道整復師（以下「斎藤柔道整復師」という。）が交通事故で負ったけがの施術代金を偽装し保険金をだまし取ろうとしたとして詐欺未遂で青森地方裁判所八戸支部（以下

「八戸支部」という。)に起訴された旨の情報提供があった。

(2) 令和3年2月12日、県警から青森事務所に対し、損害保険会社の傷害保険金詐欺及び健康保険組合に対する療養費詐欺の疑いで斎藤柔道整復師を再逮捕したとの情報提供があった。また、青森県から青森事務所に対し文書により、県警から青森県に対し、斎藤柔道整復師が三沢市に対して療養費の不正請求を行ったものとして捜査を進めている旨の連絡があったとの情報提供があった。

(3) 令和3年3月25日、県警に連絡し、斎藤柔道整復師は在宅起訴されていることを確認した。また、青森県を通して、三沢市が同年2月16日付けで青森県警察八戸警察署に療養費の不正請求に係る被害届を提出していることを確認した。

(4) 令和3年7月16日、八戸支部において斎藤柔道整復師の判決言い渡しが行われ、上記(1)の保険金詐欺未遂、(2)の傷害保険金詐欺及び健康保険組合に対する療養費詐欺、並びに(3)の三沢市に対する療養費詐欺について、起訴内容を全て認定し、詐欺罪及び詐欺未遂罪として懲役2年6月、執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。

なお、その後、控訴しなかったため、判決が確定した。

(5) 八戸支部の判決確定を踏まえ、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について(通知)(平成11年10月20日付老発第683号・保発第145号通知 最終改正:平成29年9月4日付保発0904第3号通知)の別添2「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」5(1)に該当するものとして、令和3年10月4日から令和3年11月29日まで延べ4日間、計2回の監査を実施した。

## 5 決定に至った理由

(1) 移転後の施術所について、以下の事実が認められたため

① 実際には行っていない施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。

初検料、初検時相談支援料、再検料、施療料、後療料、冷罨法料、温罨法料、電療料

② 施術に要する費用について、患者から国民健康保険法に定める一部負担金に相当する金額を徴収していなかった。

③ 実際には施術をしていないにもかかわらず、患者から健康保険法に定める一部負担金に相当する金額を徴収していた。

④ 申請書の「受取代理人への委任」欄に記入ができないやむを得ない理由がな

いにかかわらず、患者の自筆により氏名の記入を受けず、施術を行った柔道整復師が患者氏名を記入して請求していた。

(2) 移転前の施術所について、以下の事実が認められたため

- ① 実際には行っていない施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。

初検料、初検時相談支援料、再検料、施療料、後療料、冷罨法料、温罨法料、電療料

- ② 施術に要する費用について、患者から国民健康保険法に定める一部負担金に相当する金額を徴収していなかった。

- ③ 申請書の「受取代理人への委任」欄に記入ができないやむを得ない理由がないにもかかわらず、患者の自筆により氏名の記入を受けず、施術を行った柔道整復師が患者氏名を記入して請求していた。

## 6 療養費の不正及び不当請求額

(1) 移転後の施術所に係るもの

監査において判明した不正請求額（社保・国保の合計）

・不正請求額 2名分 3か月分 41,363円

(2) 移転前の施術所に係るもの

監査において判明した不正請求額（国保の合計）

・不正請求額 1名分 3か月分 56,813円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は、患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。

「中止相当」とは

受領委任の取扱いの中止措置を行う前に、施術所が受領委任の取扱いを辞退している場合は、受領委任の取扱いの中止措置が行えないため、「中止」と同様に一定期間は受領委任の取扱いを認めないとするものです。